農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年4月1日

小諸市長 小泉俊博

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲 川辺地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年3月29日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況 経営体

個人23経営体法人2経営体

- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手が不足している
- 5 農地中間管理機構の活用方針 原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・耕作放棄地を解消し、そば・りんご・ワイン用ぶどう等の栽培を推進する。
 - ・直売所を核とした地産地消を推進する。
 - ・長野県農業大学校、市、農業団体等と連携し、新規就農者の圃場や住居を確保し支援する。
 - ・集落営農の受け皿となる組織を設立し、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約 を図るとともに農作業を受託する。

以上